

1. 開会日時・場所

日時 令和5年9月25日(月) 午後2時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
13番	田坂 友彦	14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	井長 哲
19番	兼光 一美				

欠席委員

なし

3. 議事録署名人

5番 竹廣 愛 16番 河村 博

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任 長里 奉慶
農林水産課 専門員 松本 豊彦 主事 原田 愛理 主事 下西 隼人

5. 審議事項

第60号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第61号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第62号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第63号議案 非農地証明申請について
第64号議案 農用地利用集積計画について
第65号議案 農用地利用集積等促進計画(権利の移転関係)について
第66号議案 三原農業振興地域整備計画の変更について
第67号議案 三原市農業委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について
第68号議案 三原市農業委員会訓令の読点の表記を改める訓令の制定について
第69号議案 三原市農地改良届指導要綱の一部を改正する要綱の制定について
第70号議案 農地法関係事務処理要綱の一部改正について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、19名で定足数に達しておりますので、第9回総会は成立しております。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、5番 竹廣委員、16番 河村委員を指名します。

議長 それでは、これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。

議事日程は、日程第1を第60号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第5第64号議案から日程第7第66号議案

を先に審議します。

議案書をご覧ください。それでは、申請に基づく議題に入ります。

議 長

日程第5 第64号議案を上程します。

「農用地利用集積計画」の決定について、三原市長からの依頼です。

第64号議案に係る、資料64の第1番から第73番について審議します。

本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により3回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。担当者の説明を求めます。

事務局

それでは、第64号議案 農用地利用集積計画について説明いたします。

この農用地利用集積計画の決定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律付則第5条の規定に基づき、三原市長からの令和5年9月4日付け文書番号第1211号によって決定を求めるものです。

今回、利用権設定を計画する農用地は、議案書7ページの中段に記載の「地域別面積集計表」に記載しております。

三原地域で、件数11件、筆数29筆、面積 24,331㎡

本郷地域で、件数9件、筆数19筆、面積 19,265㎡

久井地域で、件数2件、筆数3筆、面積 5,214㎡

大和地域で、件数7件、筆数22筆、面積 27,257㎡

合計で29件、73筆、面積76,067㎡の農用地利用集積計画が提出されています。

利用権を設定する農用地については、資料64の1ページから6ページに記載しており、利用権の開始予定日は、すべて令和5年10月1日です。

全体説明は以上です。

議 長

これからは、個別に審議します。

はじめに、資料64の借手が農事組合法人〇〇の案件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは、説明します。

三原地域で件数5件、筆数6筆、面積8,941㎡、本郷地域で件数1件、筆数1筆、面積2,191㎡、農地の受け手は農事組合法人〇〇です。

以上で説明は終わります。

議 長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長

続いて資料64の第27番から第29番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。
三原地域で、件数1件、筆数3筆、面積4,218㎡、農地の受け手は有限会社〇〇です。以上で説明は終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、第1番から第73番を審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。
三原地域で、件数5件、筆数20筆、面積11,172㎡、本郷地域で、件数8件、筆数18筆、面積17,074㎡、久井地域で件数2件、筆数3筆、面積5,214㎡、大和地域で件数7件、筆数22筆、面積27,257㎡、農地の受け手は農用地利用集積事業計画のとおりです。
以上で説明は終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、第64号議案について、第1番から第73番は、全て原案のとおり承認決定されました。

議 長 次に、日程第6 第65号議案を上程します。
「農用地利用集積等促進計画」について、三原市長からの諮問です。
第65号議案に係る、資料65の第1番から第2番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書8ページをご覧ください。第65号議案 農用地利用集積等促進計画（権利の移転関係）について説明します。
この農用地利用集積等促進計画（権利の移転関係）については、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、現在農地中間管理機構を活用している農地の受け手から新たな受け手に対して権利の移転を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求めるものです。
今回、権利の移転を計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

大和地域から件数 1 件、筆数 2 筆、面積 30,535 ㎡について意見を求めます。
権利を移転する農地については、資料 65 の 2 ページに記載しておりますのでご覧ください。
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積等促進計画の第 1 番から第 2 番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。

議 長 次に、日程第 7 第 66 号議案を上程します。
三原農業振興地域整備計画の変更について、三原市長からの諮問です。
第 66 号議案に係る、資料 66 の農用地区域の除外について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 議案書 9 ページをお開きください。第 66 号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明いたします。

この三原農業振興地域整備計画の変更は「農業振興地域の整備に関する法律」によるものであり、三原市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、令和 5 年 9 月 8 日付け文書番号 三農水第 1249 号にて意見を求めるものです。

先日議案書とともに送付いたしました「資料 66」をご覧ください。

三原農業振興地域整備計画変更の農用地区域除外申出等について説明します。

農用地区域除外申出によるもの 32 件、農業委員会から行われた非農地通知によるもの 1 件、計 33 件を記載しております。面積は除外申出によるものが合計で 37,854.87 ㎡となっております。

また非農地通知によるものが、合計で 166,860.00 ㎡、となっております。

地域別では、除外申出によるものが、三原地域で 10 件、11,588.00 ㎡、本郷地域で 15 件、15,295.87 ㎡、久井地域で 5 件、9,513.00 ㎡、大和地域で 2 件、1,458.00 ㎡となっております。また非農地通知によるものが、三原地域で 14,282.00 ㎡、本郷地域で 21,294.00 ㎡、久井地域で 5,422.00 ㎡、大和地域で 125,862.00 ㎡、となっております。

なお、除外申出によるもののうち、5 番・29 番・31 番は第 1 種農地となっております。利用計画につきましては、5 番、29 番が資材置き場、31 番がワイン醸造所・熟成室となっております。この中で 5 番は集落接続の要件に、29 番は既存施設の拡張の要件に、31 番は農畜産物処理加工施設の要件に、それぞれ該当しますので、第 1 種農地の不許可の例外に該当するものになります。残る申出はすべて第 2 種農地となっております。

以上で、第 66 号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
三原農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議 長 次に、日程第1 第60号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第90件から第94件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。
第60号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
第90件は、〇〇から糸崎6丁目の〇〇が、糸崎6丁目〇〇 ほか2筆 地目:畑 合計286㎡を、居住地から近く耕作に便利のため譲り受けるものです。
第91件は、〇〇から中之町3丁目の〇〇が、中之町3丁目〇〇 ほか2筆 地目:田 合計690㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第92件は、〇〇・〇〇から沼田西町の〇〇が、沼田西町惣定〇〇 ほか1筆 地目:田 合計808㎡を、相手方の要望を受け、居住地に近いため譲り受けるものです。
第93件は、〇〇氏から久井町の〇〇が、久井町泉〇〇 ほか1筆 地目:畑 合計1,540㎡を、居住地から近く耕作に便利のため譲り受けるものです。
第94件は、〇〇から円一町3丁目の〇〇が、久井町山中野〇〇 地目:畑 287㎡を、実家に隣接して耕作に便利のため譲り受けるものです。
以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。
農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに代え、補足で意見のある委員は発言をしてください。
補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請、第90件から第94件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第2 第61号議案を上程します。
農地法第4条の規定による許可申請について、第18件から第19件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。第61号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
第18件は、〇〇が、中之町3丁目〇〇 地目:畑 1,388㎡のうち400㎡について、隣接地の建物改築工事のための駐車場、資材置場等とするために一時転用するもので、内容は駐車場2区画、作業ヤード100㎡、建築資材置場60㎡です。一時転用期間は、許可後5年間です。
許可基準は、「農地法第4条第6項第6号:仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められる」ときに該当します。
第19件は、〇〇が、須波2丁目〇〇 地目:畑 109㎡について、駐車場に転用するもので、内容は駐車場6区画です。
当該案件は、転用の許可を得ることなく、駐車場として利用していることから、始末書を求め提出されています。
許可基準は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、「農地法第4条第6項第2号:申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成するこ

とが出来ないと認められること」に該当します。
農地区分は、いずれも、第2種農地です。
農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに代え、補足で意見のある委員は発言をしてください。
補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請、第18件から第19件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第3 第62号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第137件から第144件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。第62号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

はじめに、申請の取り下げが2件ありましたので報告いたします。

1件目は、前回の第8回定例総会で審議保留とした、第56号議案の第134件について、申請者から、事業をとりやめたため許可申請を取り下げるとの申し出がありました。

2件目は、本議案の第138件について、申請者から、申請地を分筆後、改めて許可申請を行うため申請を取り下げるとの申し出がありました。よって、第138件の削除をお願いします。

それでは議案について説明いたします。

なお、各件の農地区分と許可基準については最後にまとめてお示しいたします。

第137件は、〇〇から、沼田東町末光〇〇外1筆 地目:畑 合計1,030㎡について、〇〇合同会社が所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル152枚、4棟、発電量49.5kW規模です。

第139件から第141件は、いずれも譲渡人が〇〇、譲受人が株式会社〇〇であり、所有権の移転により、太陽光発電事業に転用するものであるため、合わせて説明します。

第139件は、鷺浦町向田野浦〇〇 地目:畑 1,204㎡に、太陽光パネル180枚、5棟を設置するものです。

第140件は、鷺浦町向田野浦〇〇 地目:畑 826㎡に、太陽光パネル180枚、4棟を設置するものです。

第141件は、鷺浦町向田野浦〇〇 地目:畑 1,467㎡に、太陽光パネル180枚、4棟を設置するものです。

発電量はすべて49.5kW規模です。

第142件から第144件は、いずれも譲渡人が〇〇、譲受人が〇〇株式会社であり、所有権の移転により、太陽光発電事業に転用するものであるため、合わせて説明します。

第142件は、本郷町船木〇〇外1筆 地目:田 合計912㎡に、太陽光パネル180枚、3棟を設置するものです。

第143件は、下北方2丁目〇〇 地目:田 991㎡に、太陽光パネル180枚、4棟を設置するものです。

第144件は、南方3丁目〇〇 地目:田 1,563㎡に、太陽光パネル180枚、4棟を設置するものです。

発電量は全て49.5kw規模です。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分は、第 143 件及び第 144 件が第 3 種農地で、その他はすべて第 2 種農地です。

許可基準についてですが、第 143 件及び第 144 件は、「農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ(1):市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

その他の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、許可基準は「農地法第 5 条第 2 項第 2 号:申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法、第 5 条許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに代え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

18 番

太陽光パネルの設置について、事務局にお尋ねしたいと思います。

現地確認をする場合ですけど、現地の人と設置事業者とトラブルにならないように周知していただきたいというものを、できればわかりやすく箇条書きでも説明していただきたいと思うんですけど。

例えば私が見てまわる時に、フェンスの高さとか、奥の方にブロックがある場合、手前の方にブロックがある場合、フェンスがいらぬのか、また防草シートなどは、義務化されているものなのかなど。

あと防草シートを敷いたら、排水が一箇所にとまるじゃないですか。そういう時に、その辺りが下の方の田んぼに影響するんじゃないかと。そこも確認した方がいいのか、そういったところを箇条書きに、周知していただきたいところをまとめていただきたいと思います。

事務局

先ほどの質問ですが、フェンスの高さについては特に制限は定められておりません。資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインによると、発電設備とフェンスとの距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さのフェンスを設置することとされております。

次に防草シートについてですが、防草シートについてはこれは特に貼る義務というのは定められておりません。

それから、周囲にブロックがあった場合にフェンスなどを設置する必要があるかどうかというご質問だと思いますが、平成 29 年に施行された法律改正 FIT 法により、基本的にはすべての太陽光発電所にフェンスを設置することが義務付けられております。

資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインによると、例外的に屋根置きや屋上置きなどのフェンスの設置が困難な場合、または第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合、及び出力 10 キロワット以上 50 キロワット未満の営農型太陽光発電所で、フェンスの設置により営農上の支障が生じると判断される場合には、設置しなくてよいこととなっております。

18 番

防草シートを貼ったら排水がとまるじゃないですか、それで排水路を作った方がいいのかについては。

事務局

排水の件ですけれども、農業委員会の方に許可申請される場合、防草シートの有無というのが図面上わからないケースがあって、施工したあとに防草シートを貼られて雨が降ると浸透せずに表面を伝って隣地へ流れていってしまう、下の方へ流れてしまうという問題があるのは、把握しております。

その際は、住民の方などから情報提供があれば、事務局の方へ一報いただければ、設置した太陽光の事業者にはまずは連絡いたします。実際あったケースですと、業者がその後敷地の中に排水路を掘って、排水するところまで水をちゃんと導くような排水路を施工されたようなところもあります。

しかし、これは優良事例だと思いますので、農業委員会としても許可の段階で、許可要件としては該当しないんですけれども、やはり排水というのは農業者にとって非常に重要なところがありますので、できる限り申請の段階で審査をして、業者に対して指導をするようにこれからもしていきたいと思います。それでも対応の不備にあたることがあれば、事務局に言ってい

ただきたいと思います。

それから太陽光発電施設には、発電者の掲示が義務付けられています。そこにも管理者の電話番号がある場合がありますので、例えば5年も6年も前の許可だと、なかなか事務局からの指導も難しいケースもありますので、こういったところに情報が載ってるよというの相談者の方にも提供して、まずは事務局の方に一報いただければと思います。よろしく願います。

18 番 すみません、追加なんですけれども、今の看板は義務的に立てないといけないということですか。

事務局 はい、そうです。看板については発電設備の外部から見えやすい場所に、事業計画における項目を記載した標識を掲示することとなっておりますので、義務になっております。

事務局 補足します。先程の説明はFIT認定、いわゆる固定買取制度の認定を受けた資源エネルギー庁の認定を受けたもののガイドラインなんですけれども、最近FIT認定というのを新たにするのが非常に難しくなっており、FIT認定に依らない発電というのが多数を占めています。この今回の議案についても、FIT制度に依らないものばかりになっていきますので、そういったものについての義務はどうかというのと、「同様にすることが望ましい」という書き方になっておりますので、どこまで対応できるかわかりませんが、事務局にこられた申請の段階では排水系とかフェンスの設置とかについては、こういう資源エネルギー庁のガイドラインをきちんと確認してくださいというのをお伝えしています。

18 番 先ほど聞き忘れたのですが、ブロックがある場合や、川があって人の立ち入りができないという場合は、ブロックがここにあって、高さが3メートルあった場合などは、フェンスはなくてもいいという解釈でよろしいですか。

事務局 そうですね。これは容易に立ち入ることができないような場所であれば、フェンスで囲まなくても例外的に許されています。

議 長 他に質疑はありませんか。

19 番 太陽光発電施設用地への農地転用について、ちゃんと業者から隣地所有者への確認、また大規模な場合は町内会の承認、先月の議案にあった私の調査区での申請案件についてです。

多分これは町内会の承認があるんですけども、承認してありますよとか、どこかに書いてあれば。たまたま先月の申請案件については知っている人が町内会にいて、町内会の承認があったというのを聞いてわかったんですけども、普通はそういうのはわからないんですよ。

小規模太陽光発電施設への農地転用は隣地の承認義務はないのかもわかりませんが、現地確認に行った時には、隣地の承認は得ておりますよと、まわりに聞くことがあるので、それを記入しておいてもらうのは無理なんですか。

そうしたら、調査する方も、ものすごくみやすいです。

事務局 農地法の取り扱いについて国や県から様々な通知が出るんですけども、その中で合理性を欠いた理由で、農地転用許可申請書に添付義務のない隣接者の同意書や自治会長の同意書等書類の提出を一律に求めることはしないことという通知がされております。

なので、業者に対して地域の同意書、町内会の同意書、隣地の同意書がないと許可を出しませんという事務の取り扱いはしていません。

ただ、窓口で口頭にて、ちゃんと説明されていますかと確認することは、なんら制限されておられませんので、事務局としては、窓口で聞き取りという形ではありますけれども、しております。

それについて、同意が得られた、得られていないことによって、許可する、許可しないが分かれるということではなくて、同意が得られていないのであれば、再度説明を、というお願いをしています。

議 長 よろしいですか。

19 番 まあ、あればみやすいですよ。

- 事務局 申請の段階で、そういった情報が得られれば、現地確認書の備考欄の方に書くように、これからさせていただくようにします。申請書類上そういったことを書くところがないので、聞き取りをした結果を現地確認書の一番下の備考欄に記載するようにさせていただきます。
- 8 番 先ほどの 19 番委員の質問に付随します。私は〇〇町在住なんですが、〇〇町もぼつぼつ太陽光の設置がされています。
それで、防草シートをしっかりとやられているところ、フェンスもしっかりやられているところもあるんですが、現地確認書に添付される位置図の中に、できればフェンスの位置がどの辺ということは基本的には書いてあると思うんですが、どうも〇〇町だけをしっかりと確認すると、防草シートからはみ出して草が伸び放題になっているんですね。フェンスの上にも出ているし。
私は立会するとき、事務局から渡されているチェックシートに、まあこれは義務化されていないことなので強くは言えないんですが、だいたい立会に来られた行政書士さん、メーカーの人はほとんど来ませんが、あくまでも商売上申請が通ればいいので、メーカーじゃないから近隣への説明等されましたか、理解を得ますかとお尋ねをしても、まあよく言っておきましょうぐらいで終わってしまうんですよ。
やはりチェックシートを義務化して、さらに詳細をちょっと追記できないでしょうか。
メーカーさんに住民への理解を得るために説明をしてくれとか、あくまでもお願いベースでしょうから、駄目なんですかね。これは環境省のガイドラインに準ずると書いてあるけど、三原市独自のガイドラインというのはできないんでしょうか。さらに詳細の。
- 事務局 すみません。言われることはよくわかります。
事務局に苦情が入ってきますので、言われることはよくわかるんですが、農地法の取り扱いでは、その説明の部分に対して、許可するしないの判断にはなっていません。
先ほど言われたように、環境省のガイドラインとして定めてありますので、もし何らかの規制ができるとしたら、環境部局の方で何か条例を作るとか、そういったことで今は防ぎようがない状態です。よって農業委員会の審議においては、言われたように、お願いベースのものになってしまうというのが現状で、限界があります。
なので、現状明確な規制はできないということです。
- 会 長 よろしいですか。
私が言っているかどうかなんですが、他の農業委員会の方も、太陽光で困っておるといようなことが会議の方でありました。どこの農業委員会の方も、各市町村で条例を作ったらしいのというような声も皆上がっております。
ですから、まだ三原市でそういった話が出ておりませんので、これから三原市と話をしてみよう、何とかそういった方向にできたらいいなというふうに、私の方からお願いをしておきます。よろしいでしょうか。
- 議 長 他に質疑はありませんか。
・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第 5 条の規定による許可申請、第 138 件を除く、第 137 件から第 144 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第 4 第 63 号議案を上程します。
非農地証明申請について、第 36 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 6 ページをご覧ください。第 63 号議案 非農地証明申請について説明します。
第 36 件は、〇〇から、高坂町真良〇〇 地目:田 433 ㎡について、昭和 41 年に住宅を建築して以降宅地として利用しており、現況地目:宅地として申請されています。
申請地は第 2 種農地で、「人為的な潰廃であるが、転用の事実行為から 20 年以上が経過して

おり、農地転用行政上も支障がないと認められること」に該当します。
非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに代え、補足で意見のある委員は発言をしてください。
補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第 36 件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長 次に、日程第 8 第 67 号議案を上程します。
「三原市農業委員会規則の読点の表記を改める規則の制定」について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 10 ページをご覧ください。
第 67 号議案 三原市農業委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について説明します。
国が「公用文作成の考え方」を示したことを踏まえ、三原市の条例に用いている読点の表記を一括して「、(コンマ)」から「、(テン)」に改める「三原市条例の読点の表記を改める条例」を制定したことに伴い、三原市農業委員会規則の読点の表記を改める規則を制定するものです。
制定する規則の内容は、この規則の施行の際現に公布されている三原市農業委員会規則において読点として表記する「、(コンマ)」を「、(テン)」に改めるもので、令和 5 年 10 月 1 日から施行します。
なお、読点の表記を改める農業委員会規則は、業務資料 4 ページに記載の、三原市農業委員会の農地利用最適化推進委員設置規則(平成 29 年農業委員会規則第 1 号)、7 ページに記載の、三原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則(平成 29 年農業委員会規則第 2 号)、10 ページに記載の、三原市農業委員会規則(平成 17 年農業委員会規則第 1 号)、17 ページに記載の、三原市農業委員会総会会議規則(平成 17 年農業委員会規則第 2 号)、22 ページに記載の、三原市農業委員会会議傍聴規則(平成 17 年農業委員会規則第 3 号)です。
三原市農業委員会規則の読点の表記を改める規則の制定についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第 9 第 68 号議案を上程します。
「三原市農業委員会訓令の読点の表記を改める訓令の制定」について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 11 ページをご覧ください。
第 68 号議案 三原市農業委員会訓令の読点の表記を改める訓令の制定について説明します。
先程の第 67 議案 三原市農業委員会規則の読点の表記を改める規則の制定と同様の経緯により、三原市農業委員会訓令の読点の表記を改める訓令を制定するものです。
制定する訓令の内容は、この訓令の施行の際現に公布されている三原市農業委員会訓令において読点として表記する「、(コンマ)」を「,(テン)」に改めるもので、令和 5 年 10 月 1 日から施行します。
なお、読点の表記を改める農業委員会訓令は、業務資料 25 ページに記載の、三原市農業委員会事務局事務分掌規程(平成 17 年農業委員会訓令第 1 号)、27 ページに記載の、三原市農業委員会事務局決裁規程(平成 17 年農業委員会訓令第 2 号)、30 ページに記載の、三原市農業委員会の委員、三原市農地利用最適化推進委員及び職員の身分を示す証明書規程(平成 17 年農業委員会訓令第 3 号)、33 ページに記載の三原市電子情報処理組織業務管理規程(平成 17 年農業委員会訓令第 4 号)、業務資料に記載していませんが、三原市農業委員会事務局職員人事評価規程(平成 29 年農業委員会訓令第 1 号)です。
三原市農業委員会訓令の読点の表記を改める訓令の制定についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

会長 すみません、一つ。
規則や規程は、もう今の言葉だけで変わったらそれで終わりですか。個人で直さないといけないんですか。

事務局 個人で直していただく必要はありません。これらの議案は、今現に使っている規則や規程、この後出てきますけれども要綱、要綱は対象になるものが 1 つしかないので、「三原市農地改良届指導要綱」としているんですけども、規則と規程については、対象がそれぞれ 5 つずつありますので、この改正の文書によりまして、今実際に使っている規則、規程の、(コンマ)をすべて、(テン)に改めますという内容のものです。
ですから、お手元のものを直していただく必要はないんですけども、今後我々が文書を作るのに、今までは、(コンマ)を使っていたんですけど、すべて、(テン)を使うようになる、ということです。

議長 他に質疑はありませんか。
・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次に、日程第 10 第 69 号議案を上程します。
「三原市農地改良届指導要綱の一部を改正する要綱の制定」について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 12 ページをご覧ください。
第 69 号議案 三原市農地改良届指導要綱の一部を改正する要綱の制定について説明します。
先程の第 67 議案 三原市農業委員会規則の読点の表記を改める規則の制定と同様の経緯により、三原市農地改良届指導要綱の一部を改正する要綱を制定するものです。
改正の内容は、三原市農地改良届指導要綱において読点として表記する「、(コンマ)」を「,(テン)」に改めるもので、令和 5 年 10 月 1 日から施行します。
なお、三原市農地改良届指導要綱については、業務資料の P47 にてご確認ください。
三原市農地改良届指導要綱の一部を改正する要綱の制定についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、 本案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第 11 第 70 号議案を上程します。
「農地法関係事務処理要綱の一部改正」について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 13 ページをご覧ください。第 70 号議案 農地法関係事務処理要綱の一部改正について説明いたします。

この改正は、令和 5 年 9 月 5 日付けで広島県が示す「農地法関係事務処理ガイドライン」の一部が改正されたことに伴い、三原市の農地法関係事務処理要綱の一部を改正するものです。
主な改正内容については、議案の（主な改正内容）をご覧ください。

1 農地の所有権取得者に国籍等の報告を求める農地法施行規則の改正に伴う参考様式例の改正です。

農地法施行規則が令和 5 年 9 月 1 日施行で改正され、農地の所有権の取得について、農地法第 3 条許可申請書、農地法第 3 条の 3 の届出書及び農地を所有する農地所有適格法人の農地法第 6 条の報告書に取得者等の国籍等の記載を要することとされたことに伴い参考様式例を改正しています。

2 登記上の所有者が死亡して相続未登記の場合の添付書類として、戸籍・除籍・原戸籍の謄本を要する場合、法務局（登記官）が認証した、法定相続情報一覧図の写しで代えることができることとしました。

また、議案に記載はありませんが、広島県の「公用文に関する規程」（昭和 57 年広島県訓令第 1 号）の一部改正に伴い、読点「、（コンマ）」を「、（テン）」に改めています。

なお、農地法関係事務処理ガイドラインの改正概要及び三原市農業委員会農地法事務処理要綱の新旧対照表につきましては、本日配付しました資料 70 にてご確認をお願い致します。

本改正は当該議案に同意を頂きましたら、本日令和 5 年 9 月 25 日付で施行し、広島県による「農地法関係事務処理ガイドライン」一部改正の施行日である 9 月 5 日から適用する予定です。
農地法関係事務処理要綱の一部改正についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、 本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第 3 条の 3 第 1 項（権利取得の届出） 6 件
○農地法第 4 条の規定による農地転用届出受理 1 件
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 3 件
○農地転用（農業用施設）届出受理 1 件
○農地改良届出受理 1 件
○取下願 2 件

2 その他

○今後の日程

令和5年第10回定例総会 10月25日(水)14時

議長

その他、何かありませんか。

無いようなので、これもちまして総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時10分

令和5年9月25日

議長(会長)

議事録署名者

同 上